

グアム日本人学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。 (いじめ防止対策推進法第2条より)

【具体的ないじめの様態】

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ問題に関する基本的な考え方

- いじめは人として決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るということを十分認識すること。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。
- 「いじめ」の認知については、特定の教職員のみによることなく、学校内の「いじめ対策委員会」のような組織化を活用して、組織的に判断すること。
- 日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むこと。
- いじめの被害者を徹底して守り、被害者の立場に立った親身な指導を行い、児童生徒と保護者への支援を継続して行うこと。
- いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的に進めるとともに、家庭・関係機関との連携を密にして行うこと。

3 いじめ対策委員会の設置

各学校において、早期に情報を共有し、早期対応につなげることを目的として、組織的な対応を行うために中核となる組織を置く。

(1) 委員の構成

校長、教務主任、小学部長、中学部長、生徒支援部長、保健主事、スクールカウンセラー(必要に応じて)で構成する。

(2) 委員会の役割

- ア 学級での様子など情報交換
- イ いじめに対する措置や対応
- ウ 教職員研修の計画、実施等による意識啓発
- エ 児童生徒に対するいじめ防止にむけた啓発活動
- オ 保護者への情報発信
- カ 学校評価等による検証
- キ いじめ対策としての予防的生徒指導の充実

4 未然防止

- (1) 児童生徒同士が関わり合い、互いに認め合い、高め合う学級づくりを進める。
- (2) 教育活動全体を通して人権教育を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の熟成を図る。
- (3) ブルースカイ委員会などの自主的な活動や異年齢活動を通して、児童生徒同士の心の結びつきを深め、児童生徒の自尊感情や自己肯定感を培う。
- (4) 情報モラル教育を推進し、児童生徒だけでなく保護者も対象として、周知を図る。
- (5) 学級の状態の把握に努め、より良い学級づくりを推進する。
- (6) 学校理事会・PTA との連携を図る。

5 早期発見

- (1) 学校生活アンケートを定期的実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- (2) 休み時間や昼休みの雑談等の機会に、児童生徒の様子に目を配るとともに、共に過ごす時間を積極的に設ける。
- (3) 教育相談等を通じて、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- (4) 生徒情報交換会などで情報交換を密に行い、児童生徒の小さな変化を敏感に察知する。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合、「いじめ対応の基本的な流れ」に基づいて対応する。
- (2) いじめ被害者、通報者を守り通す姿勢で対応し、保護者との連絡を密にし、継続的に支援を行う。
- (3) 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行い、児童生徒とその保護者に対して継続的に指導・支援を行う。
- (4) 全教職員の共通理解のもと、事態を考慮し、学校理事会やスクールカウンセラーと連携する。

7 重大事態への対処

【重大事態】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに学校理事会に報告をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

8 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする防止の取組については、いじめ対策委員会を中心に、PDCAサイクルで検証・見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 本年度の取組の検証・見直しから、次年度の「いじめ防止基本方針」の更改に向け、学校評議員会で検証する。